

意見提出者	個人
1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されています。</p> <p>また、東京都（京都府・大阪府）等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由によってしか子供のフィルタリングの解除を認めず、違反した事業者に対する調査指導権限を自治体に与え、携帯フィルタリングの実質完全義務化を押し進めようとしています。</p> <p>不当なフィルタリングソフト・サービスの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促すことだったはずですが。一昨年から昨年にかけて大騒動になったあげく、ユーザー・ネット企業・メディア企業、あらゆる者から大反対されながらも、一部の議員と官庁の思惑のみから成立した今の青少年ネット規制法による規制は、日本国民として全く評価できないものであり、速やかに法律の廃止が検討されるべきであります。フィルタリングについて、一部の者の意見に安易に方針を示すことなく、本当の問題点を把握した上で検討を進めるべきです。</p> <p>また、東京都（京都府・大阪府）等の地方自治体の押し進める携帯フィルタリングの実質完全義務化について、このような青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制の推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、同じく不適切なその他の情報規制推進についても合わせ、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すことを強く願います。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>青少年ネット規制法（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）</p> <p>各地方自治体の青少年健全育成条例の改正検討（東京都青少年の健全な育成に関する条例）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>(1) 青少年ネット規制法を廃止すること。</p> <p>(2) 廃止するまでにおいて、規制を理由にしたフィルタリングに関する不当な便乗商法に対する監視を政府において強め、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用を検討すること。</p> <p>(3) 東京都等の地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正の検討に対し、その不適切な情報規制推進について、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すこと。</p>